



高年齢者雇用安定法の概要及び論点

一高年齢者雇用確保措置を中心に一

弁護士法人中央総合法律事務所 メールマガジン(第69号)

弁護士法人中央総合法律事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。

高年齢者雇用安定法では、これまでは平成24年改正の経過措置として継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置は令和7年3月31日をもって終了し、継続雇用制度を採用している場合には、原則的に従業員全員についての継続雇用が義務付けられることとなります。

本稿では高年齢者雇用確保措置の概要や論点について紹介しておりますので、この機会に改めて制度や論点についてご確認いただければと思います。

※全文ご覧いただくにはこちらの URL から

・高年齢者雇用安定法の概要及び論点 一高年齢者雇用確保措置を中心に一

[<https://www.clo.jp/column/4588/>]

~~~~~

【この記事に関するお問い合わせ先】

弁護士 亀田 孝太郎 [ [kameda\\_k@clo.gr.jp](mailto:kameda_k@clo.gr.jp) ]

~~~~~

※メールマガジンは、主として弊事務所弁護士と名刺を交換した方に送らせていただいております。

※本メールアドレスは送信専用のメールアドレスです。このメールに返信しないようお願いいたします。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

(clo_mlstop@clo.gr.jp)

.....
弁護士法人中央総合法律事務所 [<https://www.clo.jp/>]

(大阪事務所)

〒530-0004 大阪市北区堂島浜 1-1-27 大阪堂島浜タワー15階

TEL:06-6676-8834 FAX:06-6676-8839

(東京事務所)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-3 日比谷国際ビル 18階

TEL:03-3539-1877 FAX:03-3539-1878

(京都事務所)

〒600-8008 京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8番 京都三井ビル 3階

TEL:075-257-7411 FAX:075-257-7433

Copyright (C) CHUO SOGO LPC

All Rights Reserved.
.....